

熊本空港構内での取材・撮影等について

熊本国際空港株式会社

熊本国際空港株式会社が管理する構内における取材・撮影等に当たってのルールや注意事項をまとめたものです。

<取材・撮影等に当たってのルールや注意事項>

1. 当社管理下における取材・撮影等を行うときは、原則撮影を行う日の1営業日前

までに当社ホームページの取材・撮影等申請フォームで申請いただき、当社貸出

の腕章を着用して取材・撮影願います。なお、申請がやむを得ない事情で当日に

なる場合は、以下へご相談ください。当社貸出の腕章は、総合案内所にお尋ねく

ださい。

■取材・撮影当日が平日の場合のお問合せ窓口

・熊本国際空港株式会社

総務・経理部（09：00～17：00）

TEL. 096-232-2311

・相談の上、当社ホームページの取材・撮影等申請フォームで申請手続きをお願い
いたします。

■取材・撮影当日が土・日、祝祭日の場合のお問合せ窓口

・熊本空港コールセンター（09：00～17：00）

TEL. 096-232-2311

・相談の上、当社ホームページの取材・撮影等申請フォームで申請手続きをお願い
いたします。

なお、以下の場所で取材・撮影等をされる場合は、別途管轄先の許諾がそれぞれ
必要です。

イ) 保安区域、制限区域での取材・撮影等は、当社が認める特別な事情がある場
合に限ります。認められた場合限り、撮影を開始する前日までに別途ご提
出いただく書類が必要になりますので、熊本国際空港株式会社 総務・経理
部に事前にご相談ください。土・日、祝祭日は対応致しかねる場合がございます。
ます。

ロ) CIQ（税関・出入国管理・検疫）エリアでの取材・撮影等は、それぞれの所

轄官庁での許諾手続き等が必要となります。

八) 店舗や航空会社カウンターでの取材・撮影等は、当該店舗および各航空会社での許諾手続き等が必要となります。

2. 映画・ドラマ・CM等の番組企画取材、営業要素の強い撮影（商用目的のSNS

を含む）等は、内容や日程によってはお受けできない場合がございますので、ま

ずは事前に許可を得てください。※別途、企画書等の提出・期限有、料金設定有

申請に当たっては、原則撮影を行う日の7営業日前までに当社ホームページの取

材・撮影等申請フォームで申請いただき、当社貸出の腕章を着用して撮影願いま

す。当社が認めるやむを得ない事情により7営業日前までに提出ができない場合

は、当社に申し出て、その指示に従ってください。

■相談窓口（平日のみの対応）

・熊本国際空港株式会社

総務・経理部（09：00～17：00）

TEL. 096-232-2311

3. 取材・撮影等でお受けできない事項について

- (1) 爆発物、又は引火し易い物を使用する場合
- (2) 大型機材（カメラクレーン、レール等）を使用する場合
- (3) 臭気を発する物、長大物等で一般の迷惑になる物を持ち込む場合
- (4) 高音、声高等で一般の迷惑となる行為
- (5) 旅客、送迎人、見学者、従業員等に対し、迷惑を及ぼす行為
- (6) 暴力・乱闘シーン又は公序良俗に反する行為
- (7) 空港のイメージ低下につながる恐れがある場合
- (8) 空港内の電源及び備品を過剰に使用する場合
- (9) その他空港の管理上支障が生じる恐れがある場合

4. 禁止事項、遵守事項について


- (1) 保安検査場周辺、CIQ（税関・出入国管理・検疫）エリアの取材・撮影等。（関係官庁及び熊本国際空港株式会社の許可を得た場合を除く）
- (2) エスカレーター・エレベーター・階段およびターミナル出入り口付近での取材・撮影等。

- (3) 後ずさりしながらの撮影および機材を持って走ること。(移動しながらの撮影
・取材等は極力お控えください)
 - (4) 空港利用者の通行および店舗への動線を遮るようにカメラケーブル等を敷設
すること。
 - (5) 取材エリアを長時間占有すること。
 - (6) ターミナルに脚立や三脚などの機材等を放置すること。
5. 肖像権および著作権などの権利関係を含め、個人および事業者とのトラブルは貴
社が責任をもって対処願います。
 6. 空港利用者の安全性や利便性を損なう場合や館内業務に支障がでると判断した場
合は、撮影直前であっても中止もしくは、取材・撮影場所の変更を求めることが
あります。当社社員および警備員の指示に従ってください。
 7. 撮影開始前に、ターミナルビル総合案内所で注意・遵守事項の確認を行ってくだ
さい。

8. 機材車・スタッフ車の駐車は、一般車両の駐車場をご利用ください。

9. 大型連休、年末年始等の繁忙期および特別警戒中は、報道以外の取材を規制させていただきます場合があります。

10. 空港内において中継又は、取材映像等を通信機材等で送受信する場合は、技適マーク※が付しているか確認してください。

※  このマークは、無線を利用した機器が日本の電波法に基づく技術基準に適合していることを示すマークです。

11. ターミナルビルの利用については、「熊本空港供用規程」を遵守してください。

2021年11月1日制定